訴　　状

2008年2月18日

東京地方裁判所民事部　御中

原告訴訟代理人
弁護士　東　澤　　靖

〒107-0052　東京都港区赤坂6丁目10番9号　201号室
原　　告　　ディーパック・モージャニー

〒105-0003　東京都港区西新橋1丁目6番15号
西新橋愛光ビル4階（送達場所）
霞ケ関総合法律事務所
電　話　03－3501－2651
FAX　03－3539－3683
原告訴訟代理人
弁護士　東　澤　　靖

〒100-6171　東京都千代田区永田町2丁目11番1号
山王パークタワー
被　　告　　ドイツ証券株式会社
上記代表者代表取締役　デイビッド・ハット

雇用関係確認等請求事件
訴訟物の価額　金28，333，900円
貼用印紙額　　　金107，000円

請求の趣旨

１、原告と被告が雇用契約関係にあることを確認する。

２、被告は、原告に対し、金８，３３３，５００円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年５パーセントの割合による金員、ならびに、２００８年２月１日以降、毎月２２日限り、金１，６６６，７００円及びこれに対する各支払日の翌日から支払済みまで年５パーセントの割合による金員を支払え。

３、訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び第２項に関する仮執行宣言を求める。

請求の原因

第１　当事者及び雇用契約の内容

１、被告は、住所地において証券業その他の業務に係る営業を行う株式会社である（甲2）。

２、原告は、２００６年９月５日に、被告に職種は銀行家（Banker）、地位は部長（Director）として期限の定めなく雇用され、被告において稼働してきた（甲３、４）。

３、給与

（１）　原告の基本給与は、年俸２０，０００，４００円とされ、それを毎月２２日に１２回に分割して支払うものとされた（甲３　「給与（salary）」の項）。上記年俸の１２分の１は、金１，６６６，７００円である。

（２）　その他に各年の奨励ボーナス（Incentive Award）が支給されることとされている。原告に対する２００６年度のボーナスは、２００７年２月に金５，８９７，４９５円が支給されたが（甲４）、原告が採用時に受けた説明に比べて、はるかに少額であった。

第２　被告による解雇とその無効

1、　被告は、２００７年9月5日付けで、原告に対し、解雇通知を行った（本件解雇　甲5）。

2、　被告は、解雇通知において被告就業規則第48条2号「社員の労働能力が著しく低下したとき、又は勤務成績が不良で改善の見込みがなく、就業に適さないと会社が認めたとき」、及び同条4号「その他、全角号に準ずるやむを得ない事由があるとき」に該当すると主張しているが、そのような事実は存在しない。それゆえ、本件解雇は、客観的に合理的な理由を欠いた解雇権の濫用であって無効なものである。

第3　背景事情

1、　被告は、日本国内において銀行業を営むドイツ銀行を頂点に形成されたドイツ銀行グループに所属し、同グループは被告を通じて、証券を含む「広範なサービスを提供」している（甲2）。他方で、金融商品取引法（旧証券取引法）は、「有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正に」する（1条）などの目的の下、銀行が「有価証券関連業又は投資運用業」を行うことを禁止し（金融機関の有価証券関連業の禁止　３３条1項）、また、被告のような金融商品取引業者に、その内部において「二以上の業務の種別に係る業務を行う場合」に禁止行為を課している（二以上の種別の業務を行う場合の禁止行為　４４条）。その規制の主要なものは、銀行と証券会社との間、あるいは証券会社において行われる異なる種別の業務の間においては、顧客の同意を得ずに顧客情報を共有することを禁止するというものである（ファイアーウォール規制）。

2、　原告は、被告の業務を通じてこのファイアーウォール規制が遵守されていないと思われる事態を認識するようになった（甲6）。具体的には、以下のような出来事であるが、それに類似する出来事はその他にも発生した。

（1）　２００６年１０月１６日、投資業務の開始を準備していた訴外ドイツ銀行の取締役が、原告が担当していた投資関連業務の非公開情報について、原告に情報提供のためのミーティングや、関連書類の引渡を原告に

要求することがあった。

（２） 被告の商業不動産部門の責任者は、ドイツ銀行の商業不動産部門の貸付開拓業の責任者を兼ね、貸付債権証券化案件において被告の顧客の情報を用いて、ドイツ銀行側の従業員に指示を出していた。

３、 なお、被告は、ファイアーウォール規制対応の不十分さを理由に、２０００年と２００４年の２度にわたって金融庁から指導を受け、２００４年には同庁から行政処分を受けていた。

４、 以上の状況で原告は、２００７年４月１２日付で、ドイツ銀行グループのグローバル・バンキング業務担当最高責任者に対し、「証券取引法規制違反行為がコイに膨大な件数行われており、刑事罰の問題も生じることから、改善の必要がある」と進言する書簡を送った。また、それを受けて被告の人事担当者から要請があったため、同月２４日、被告のコンプライアンス部門や法務部門の担当者が出席する会議で、ファイアーウォール規制違反の事実について説明した。これらの原告の行為は、公益通報者保護法で保護される公益通報行為であった（以上について、甲６）。

５、 ところが被告は、約２ヶ月後の同年６月１３日付で被告社長名のファイアーウォール規制違反の事実を否定する書簡を原告に送るとともに、

（１） ６月１８日付で原告の成果の不十分性を理由として会議への出席を原告に命じ、

（２） ６月２７日には、原告に成績達成を要求するプランを提示してきた。そのプランにおいて原告は６月２７日から８月９日までの間、被告に「正式にモニター」され、①詳細な顧客リストの提出（期限６月２９日）、②詳細な顧客への架電及び訪問報告書の提出（期限７月２日）、プロジェクトに関する詳細な報告書（実施プランの詳細を含む）の提出（期限７月４日）を要求し、

（３） 従来要求されていなかった日本証券業界の証券外務員資格試験の一種試験に８月１日までに合格すること（原告は法的に必要な２種試験にはすでに合格していた）を要求してきた（以上について、甲６）。

（４） その上で、被告に抗議する原告に対し、８月８日付で自宅待機を命じ、

翌８月９日には被告構内からの退去を求めるに至った。

（５）　そして同年９月５日にすでに述べた解雇通知を行ったのである。

６、　以上の被告の対応は、被告が以下に弁解を重ねようとも、短期間に矢継ぎ早に行われた経緯に照らしても、原告の公益通報行為に対する報復的な措置としてなされたことは明らかである（甲６）。

７、　原告は、本件解雇前には代理人弁護士を通じて、さらに解雇後は労働組合を通じて協議による解決を求めてきたが、被告はこれを拒否し続けている。

第４、まとめ

以上の次第で原告は、本件解雇が無効であることから、

（１）　原告と被告が雇用契約関係にあることの確認、

（２）　被告に対し、２００７年９月から２００８年１月までの５ヶ月分の給与である金８，３３３，５００円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年５パーセントの割合による遅延損害金、ならびに、

（３）　２００８年2月１日以降、毎月２２日限り、各月給与金１，６６６，７００円及びこれに対する各支払日の翌日から支払済みまで年５パーセントの割合による遅延損害金

を求めて、本訴に及ぶ次第である。

なお、原告と被告との間の雇用関係を前提とすれば、本年２月においては２００７年度分のボーナスも支給されるはずであることも付言する。

以上

添 付 書 類

1．　訴訟委任状　　　　　　　1通
2．　甲号証の写し　　　　　各1通
3．　資格証明　　　　　　　　1通

証 拠 方 法

1．　甲第1号証　法人登記簿謄本（原本）
2．　甲第2号証　被告会社概要及びドイツ銀行グループ．（写し）
3．　甲第3号証　雇用契約書・訳文追完予定（原本）
4．　甲第4号証　報酬計算書・訳文追完予定（原本）
5．　甲第5号証　解雇通知書（写し）
6．　甲第6号証　通知書（写し）